

第1章 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の第37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 監査の対象

(1) 監査対象（選定した特定の事件）

子育て世代に対する行政支援について

(2) 監査対象年度

平成27年度

ただし、必要に応じて平成26年度以前及び平成28年度分についても監査の対象とする。

3. 監査テーマの選定理由

岡山市の税収は景気回復により改善傾向がみられるが、歳出面では、少子高齢化の進展に伴い、扶助費が年々増加しており、今後5年間の収支見込みにおいても、毎年増加が見込まれている。

岡山市の少子高齢化については、高齢化率が年々増加し、生産年齢人口も減少局面に突入する見込みである。岡山市第六次総合計画（長期構想）において、安心して子育てができ、若者や女性が輝くまちづくりを基本方向の一つとして定めており、とくに岡山市では女性が輝くまちづくり推進課にて、平成26年4月から、女性が輝くまちづくりの推進のための施策を行っている。

このように、少子高齢化の影響により扶助費が増加している中において、女性の活躍に重要な影響を及ぼす子育て支援にかかわる扶助費等について、①子育て支援にかかわる扶助費等の支給手続き及び管理体制の有効かつ効率的な整備及び運用②行政支援が本当に必要な者に対して支給がなされること③将来的に継続可能な行政支援制度の確立④子育てをしながら安心して働ける環境の整備は重要な課題であるとの認識であるため、焦点を当てることとする。

4. 実施した監査の方法

独立の立場（第三者的な立場）で市行政を監査し、不効率な点などを指摘することにより、市の限られた財源の有効かつ効率的な活用及び組織の適正人員化並びに経費削減等を推し進め、最少のコストで最大限の効果を発揮できるように行政サービスに資する提言を行うために財務監査の視点から、監査を実施した。また、行政

改革への寄与、経済性・効率性・有効性等の視点からの監査も実施した。

具体的には、下記の着眼点に沿って監査を実施した。

- ① 子育て支援にかかわる扶助費等の支給及び管理に関する事務が、適正に有効かつ効率的に行われているかどうか。
- ② 不正受給を事前に防止する、または事後的に発見する方策が構築されているかどうか。
- ③ 子育て支援にかかわる扶助費等の情報が本当に必要な者へ適切に発信されているか。
- ④ 子育てをしながら安心して働ける環境の整備に関する行政サービスが適正に有効かつ効率的に行われているかどうか、また行政サービスに対する市民の意見を取り入れる仕組みになっているか。
- ⑤ 財務事務手続きが適正に行われているかどうか。
- ⑥ 現金管理、現物管理、情報管理などの管理事務が有効かつ効率的に行われているかどうか。
- ⑦ 組織が適切に整備され、有効かつ効率的に運用されているどうか。
- ⑧ 女性が子育てをしながら安心して働ける環境の整備に関する情報の発信が適切に行われているか。
- ⑨ 市民が各種手続きを申請する際に、非効率的な手続きとなっていないかどうか。

なお、昨年度の包括外部監査の監査テーマが「幼稚園、保育園、小・中学校の事務、事業等」であり、その中で子育て支援に係る制度、費目についても言及している。そのため、当年度の包括外部監査においては、前年度と重複する制度、費目については、監査の対象外とし、制度概要を記載するに留めることとした。

また、他の自治体の同種の制度との比較は、岡山市の制度の理解に資するとともに要改善点の把握の端緒となりうる有益なものであるが、紙幅が必要であること、調査及び作成の労力を要すること、また都市規模等の条件が相違する場合比較することの意義が薄れることから、作成が合理的でない場合がある。

本報告書においては、政令指定都市のうち三大都市圏以外の県庁所在地で都市規模が近似する仙台市、新潟市、静岡市、広島市、熊本市を比較対象市として選定し、他市比較を行う場合の基本とすることとした。また、必要に応じて、その他の政令指定

都市または県内近隣市（倉敷市、総社市、玉野市、赤磐市、瀬戸内市）も比較対象としている。

5. 監査の結果

監査の結果について、法令等に違反又は不当と判断したもの、及び経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるものについては「指摘事項」とし、法令等の違反ではないが、是正、改善が望ましいものについては「意見」として明記している。

6. 監査の体制

包括外部監査人	公認会計士	小野	和倫
補助者	公認会計士	十川	智基
補助者	公認会計士	濱田	博英
補助者	公認会計士	壺田	周彦
補助者	公認会計士	柏野	聡太郎

7. 監査実施期間

平成 28 年 4 月 8 日から平成 29 年 3 月 28 日まで

8. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に記載すべき利害関係はない。